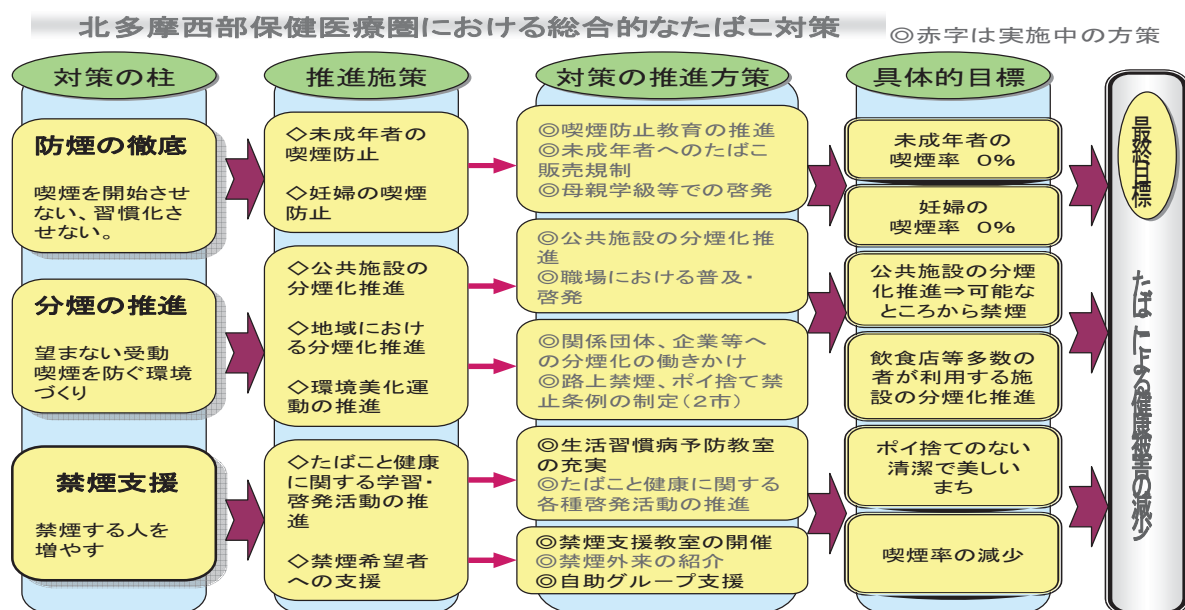


地域ぐるみのたばこによる健康影響防止対策 －防煙・分煙・禁煙支援の総合的な推進－	
北多摩西部保健医療圏	
実施年度	開始 平成18年度、 終了 平成20年度
背景	たばこによる健康被害を減らすための取組課題としては①防煙（喫煙を開始・習慣化させないこと）の徹底、②分煙の推進、③禁煙支援の充実がある。 北多摩西部保健医療圏においては、平成14年度から3年間、妊婦の禁煙・受動喫煙防止対策に取り組むことにより、たばこ対策に対する各市保健関係者等の意識を高めることができた。本プランではこの取組を更に発展させるものとして、上記3つの視点を含む総合的なたばこ対策(別紙)の展開により、生涯を通じた地域ぐるみの健康づくりを推進することとした。
目標	1 学校保健との協働による子どもの防煙の徹底と受動喫煙防止対策の推進 2 管内6市の母子保健事業を活用した妊婦の禁煙・受動喫煙防止対策の推進 3 地域における分煙化の推進（飲食店等、多数の者が利用する施設の分煙化） 4 管内6市における成人保健事業（がん検診等）を活用した禁煙への働きかけ 5 管内6市の生活環境主管課との連携による市民の分煙意識の啓発 6 医療機関等と連携した禁煙支援の充実 7 市民と保健医療関係者が協働したたばこ健康に関する啓発活動の展開
事業内容	1 学校との協働による子どもの防煙の徹底と家庭における受動喫煙防止 学校保健における喫煙防止対策の実態把握を踏まえ、協力校への喫煙防止教育の実施、中学校教諭との協働による防煙教育媒体及びマニュアルの作成等 2 母親学級等の母子保健事業を活用した妊婦の禁煙・受動喫煙防止 3 飲食店等への分煙（禁煙）の必要性の普及啓発、実態把握、分煙（禁煙）実施に関するアドバイスの徹底 (1)食品衛生講習会等、保健所事業を活用した分煙の実態把握及び普及啓発等 (2)食品衛生協会、環境衛生協会との協働による分煙化の啓発 (3)営業者、施設管理者の受動喫煙防止の取組み情報を周知するための「受動喫煙対策ステッカー」を作成、配布 4 管内6市がん検診担当者会等で各市たばこ対策の実態把握と情報交換 5 環境美化運動を実施している自治会や市民との協働による分煙意識の啓発（喫煙マナーアップキャンペーン等） 6 禁煙外来実施医療機関調査結果との連携推進による禁煙支援 7 禁煙週間のイベント実施やホームページによる市民及び関係者の意識向上 18年度から禁煙週間に各種取組の発表、情報交換・交流を行う場として「たばこ健康を考えるつどい」を開始。市民、各種民間団体、行政によるパートナーシップが深まった。さらに、課題別推進プランの取組みをホームページで公表し、情報発信に努めた。 以上の各種事業を体系的に取り組み、地域ぐるみの総合的なたばこ対策を推進した。
評価	1 所内各課横断的なPTとして、総合的なたばこ対策の重要性を保健所職員が十分に理解し、既存の事業を有効活用して事業展開していく道筋が定着した。 2 課題別推進プランの最終年度として、2年間の取組を踏まえた成果物（防煙教材マニュアル・受動喫煙対策ステッカー）を作成することができた。 3 保健所で作成した中学生向け防煙教育リーフレットが、健康推進課に採用され都内全域の中学生に配布された。 4 ホームページでの情報発信の結果、全国から複数の問い合わせを受けている。
問い合わせ先	多摩立川保健所 企画調整課 企画調整係 電 話 042-524-5171 ファクシミリ 042-524-7813 E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp

1 事業体系

本プランの対策の柱、推進する施策、具体的な方策、方策を講じることにより達成させる具体的な目標、目指すべき最終目標を体系的に示し、所内及び関係機関が常に共通の意識で本プランに取り組めるようにした。



2 事業実施体制

◆ たばこ対策プロジェクトチーム(たばこPT)の設置

(1) 目的

保健所の各係が既存事業を有効活用しながらたばこ対策を推進できること、また、保健所として総合力を発揮できること

(2) 設置時期

平成18年4月にたばこPTを設置し、20年度は計7回PT会議を開催した。

(3) メンバー構成

企画調整課(地域保健推進担当副参事、企画調整係:事務局、保健医療係、庶務係)、生活環境安全課(課長、薬事指導係、環境保健係、食品衛生係)、保健対策課(保健対策係、地域保健係)の計12名である。

3 事業内容

◆ 普及啓発

1 「たばこと健康を考えるつどい」の開催

【目的】「本プランの趣旨を市民や関係機関にさらに広め、たばこ対策を共に取り組んでいくという気運を高め、各種取組の発表、情報交換・交流を行う場として禁煙週間に開催。今年度は、「飲食店などの受動喫煙対策の取組」をテーマとした。お客様や従業員に対してやさしく、健康的で、「空気もおいしいお店」になるために、各分野の報告を通して、みなさんと一緒に考える機会とした。



【テーマ】たばこと健康を考えるつどい 「みんなで考えよう！お店のたばこ対策」

【日 時】平成20年6月3日（火） 午後2時から午後4時30分まで

【場 所】保健所講堂

【参加者】一般市民、管内6市職員、学校関係者、関係団体等55名

【内 容】

(1) パネルディスカッション 座長：多摩立川保健所長 赤穂 保

○飲食店等に対する受動喫煙対策登録制度の取組について

中央区保健所生活衛生課食品衛生第二係 主査 山崎 賢一氏

○東京都食品衛生協会の取組について

東京都食品衛生協会 指導課長 土村 信一氏

～事例報告～

○飲食店における「禁煙・分煙への取組」

チャイナスクエア 江畠 幸光氏

○大規模商業施設における受動喫煙対策について

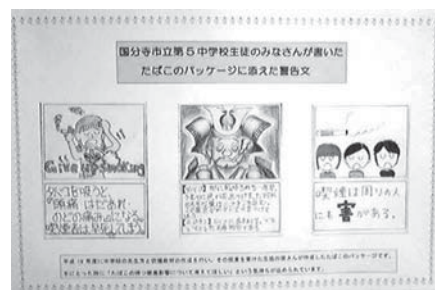
(株)イオンモール むさし村山ミュー ホール・ショール・デパート 安武 寛氏

○商店街で取り組んでいるたばこ対策について

国立東坂下商店会 会長 飯田 稔氏

○立川市における喫煙制限条例の取組み

立川市環境下水道部環境対策課長 渡辺 晶彦氏



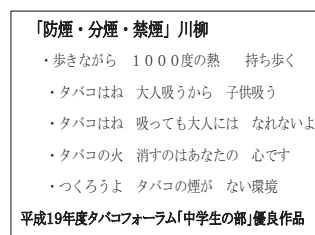
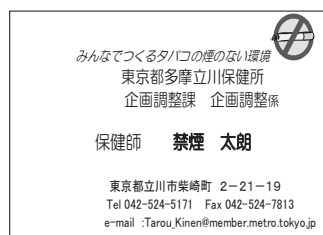
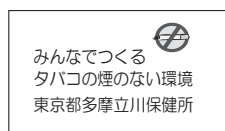
(2) 展示

保健所廊下などの壁面を使用して、中学生が作成したオリジナルたばこパッケージや喫煙防止ポスターの展示を行った。なお、当日は地元ケーブルテレビの取材もあり、盛況のうちに会を終了した。

【結 果】シンポジウムでは、参加者との活発なディスカッションが行われ、それぞれの分野で連携を強化しながら取り組んでいくことの重要性が確認された。

2 保健所事業を活用した受動喫煙対策の推進

(1) 受動喫煙防止対策普及啓発クリアーファイル、シールと名刺の活用



保健所で、来所者に書類等をお渡しする際に、普及啓発用クリアーファイルを使用し、受動喫煙対策に対する普及啓発を行った。さらに、昨年に引き続いて、保健所から送付する郵便物に普及啓発用シールの貼付を行うと共に、業務で利用する名刺の活用を行った。

(2) 食品衛生実務講習会における普及啓発

食品衛生の講習会において、保健所で作成したリーフレットを配布し、飲食店における受動喫煙対策の普及啓発を行った。

(3) 理容所衛生管理講習会における普及啓発

関係団体主催の講習会において、衛生管理等の講話と併せて受動喫煙対策の講話及び保健所で作成したリーフレットの配布を行い、受動喫煙対策の普及啓発を行った。

(4) 市町村支援の一環としての実施

環境衛生係では、市の「母親学級」の中で室内環境の講話を行っており、その中で受動喫煙対策の内容を盛り込んでいる。

◆ 防煙の徹底

1 中学校との連携強化

平成 18 年度に行った喫煙防止教育の状況把握とたばこ対策に関する中学校との連携方法が検討を踏まえ、今年度は以下の取組を行った。

(1) 学校等における喫煙防止教育の実施

ア 管内の中学生に対して、出張喫煙防止教育を実施

イ 中学生の保健所への職場体験等で喫煙防止教育を実施

(2) 中学生向け禁煙防止教材の配布

平成 19 年度に管内の中学校教諭（生活指導・保健体育・養護教諭）と協働して作成した防煙教材（リーフレット・パワーポイント）を管内全中学校に配布した。このリーフレットは、都健康推進課と教育庁において一部改定し、都内全域の中学生に配布した。

(3) 中学生向け禁煙防止教材の報告会の開催

平成 19 年度に管内の中学校教諭（生活指導・保健体育・養護教諭）と協働して作成した防煙教材（リーフレット・パワーポイント）の有効活用を促すために研修会を兼ねた報告会を開催した。

【テーマ】たばこの害から子ども達を守るために ～子ども達に伝えなければならないこと～

【日 時】平成 20 年 7 月 8 日（火）午後 2 時から 5 時まで

【場 所】国分寺シホール

【参加者】中学校、高校教諭 市健康主管課、保健所職員など 35 名

【内 容】(1) 講演 未成年者に対する効果的な防煙教育について

～自己決定を促すライフスキル教育を学ぶ～

財団法人 日本学校保健会 事務局次長 並木 茂夫氏

(2) 多摩立川保健所版 中学生向け防煙教材について

(3) 中学生向け禁煙防止マニュアルの発行

平成 19 年度に管内の中学校教諭（生活指導・保健体育・養護教諭）と協働して作成した防煙教材を有効活用するためのマニ

ュアルを作成し、発行した。内容は CD 教材として、パワーポイント 7 編（基礎知識編（5 編）、実験編が（2 編））を含んでおり、教材のシナリオ、指導案の例 3 本、資料編等が掲載されている。



◆ 分煙の推進

1 受動喫煙対策ステッカーの作成

店舗や施設での禁煙・分煙対策の状況がひと目でわかるステッカーを作成し、受動喫煙対策を進め

る飲食店等での活用推進を行った。本ステッカーの特徴は、少しでも施設が受動喫煙対策に取り組んでいる状況を表現するために、オリジナルの受動喫煙分類として「全面禁煙、時間禁煙、空間分煙（喫煙室あり）、空間分煙（区画による）」の4種のステッカーを作成したことにある。受動喫煙の種類は一般的に4種類（全面禁煙、時間禁煙、完全分煙、不完全分煙）だが、営業施設に対するヒアリング調査結果や先行事例、文献などを基に、当保健所内プロジェクトチームメンバーで検討を重ね、本分類の完成に至った。さらに、これらのステッカーのデザインは、中央区で作成したものを参考にしたが、新たな分類の空間分煙（区画による）の部分では喫煙席部分に煙が入りこんでいる様子を表すなどの工夫を試みた。



このステッカーは、当保健所職員が窓口や監視業務などの本来業務を通じて、管内の施設やお店などに周知・配布を行い、その後も施設の取組状況が改善していくよう、状況把握を行っていく予定。

◆ 禁煙支援

1 禁煙外来調査

平成19年度に行った禁煙外来調査の結果を踏まえ、継続調査を行った。

(1) 実施期間

平成20年12月

(2) 実施方法

平成19年度に当保健所で実施した禁煙支援医療機関調査結果と東京都福祉保健局健康推進課で実施している禁煙外来調査結果と、昨年度実施した調査結果を照合し、該当医療機関にFAXまたは電話で実施状況の確認を行った。

(3) 結果

新たに保険適応となった医療機関は6ヶ所あった。現在、都合により禁煙外来を実施していない診療所は2ヶ所あった。さらに、法人変更による医療機関の名称変更が1ヶ所あった。以上の情報を訂正し、ホームページの情報を更新した。

2 禁煙外来実施医療機関調査の結果をホームページで情報発信

「禁煙支援実施医療機関調査」調査の結果、禁煙外来を実施し、了解の得られた44箇所の医療機関の情報を当所HPで情報発信した。今後も継続して調査を進めていく予定である。

3 成人保健事業を活用した禁煙支援（市及び職域との協働）

市への情報提供やスモーカーライザー・パネル等の教材の貸出しを実施した。さらに今年度は、職域に対しても、スモーカーライザー及び資料の貸出しを行った。今後、職域との連携を深めていく予定である。

くらしの中のアレルギー対策	
北多摩西部保健医療圏	
実施年度	開始 平成 20 年度、 終了（予定） 平成 21 年度
背 景	- 厚生労働省は平成13年3月に食品衛生法施行規則により、アレルギー物質を含む食品による健康危害を防止するため、特定原材料5品目を含む食品に、含む旨の表示を義務化し、本年2月に新たに2品目の追加を決定した。しかし、飲食店やそうざい店等で調理・加工され直接消費者に提供される食品には、表示義務がない。また、これらの食品の店頭での取り扱い不良によるアレルギー物質のコンタミネーションの危険性がある。 - 東京都は「東京都アレルギー性疾患対策委員会」において、都におけるアレルギー性疾患対策の在り方について平成13年6月に最終報告をまとめた。ここでは、基本戦略の第一に一次予防対策を掲げ、施策目標として「日常生活の中での予防対策の充実」をあげている。 3歳児のアレルギー性疾患有病率:41.9%(都、H11)、小学生の6割がダニ、花粉、カビのいずれかに感作(IgE 抗体検査結果、都、H12)、乳幼児のアレルギー性疾患罹患率:28.3%(厚生省、H4～H6)
目 標	【全体目標】 地域における、日常生活の中での、食物・薬物・室内環境に起因するアレルギー性疾患による健康被害の発生を防止する。 【20年度目標】 飲食店等の適正表示の推進と子どもを対象としたリーフレット及びHPによる情報提供・普及啓発による健康被害の発生防止 【21年度目標】 事業者に対する研修会、住民を対象とした講演会及びHPの充実など普及啓発の推進による健康被害の発生防止
事業内容	【20年度】 (1) 実態把握 ①地域のアレルギー性疾患の有病率等の実態把握 ②飲食店等食品事業者に対するアレルギー物質の表示等に関する聞き取り調査 (2) 普及啓発 ①飲食店、そう菜店の調理担当者等を対象としたアレルギー物質表示に関する研修会の開催 ②食物・室内環境・薬物アレルギーに関する子ども向けリーフレットの作成と配布 ③保健所ホームページでの情報提供(代替食品、専門医療機関、相談窓口の紹介など)
評 価	(1) 地域のアレルギー性疾患の有病率等の実態把握では、保育園での園児の食物アレルギー対応状況アンケート調査や保育園を通じてアレルギーのある子どもの保護者への食物アレルギー等に係るニーズ調査を実施し、園児の有病率や保護者の食物アレルギー等へのニーズを把握することができた。 (2) 飲食店等食品事業者に対するアレルギー物質の表示等に関する聞き取り調査では、飲食店等食品事業者に対し、アレルギー物質表示等に対する取り組み状況について聞き取り調査するとともに、調製品の検査及び施設内のふき取り検査によるアレルギー物質の汚染状況の調査を実施し、被害発生防止に向けた管理ポイントを究明した。 (3) 飲食店、そう菜店の調理担当者等を対象としたアレルギー物質表示に関する研修会では665名に対しリーフレット「食物アレルギーを防ぎましょう」で啓発した。 (4) 食物・室内環境・薬物アレルギーに関する子ども向けリーフレットの作成と配布では、アレルギー予防カレンダー(21年度)を作成した。 (5) 保健所ホームページでの情報提供では、アレルギー予防カレンダー(21年度)をホームページに掲載した。 (6) 今後、20年度の事業を通して、保育園等が除去食を調理する際、コンタミネーションへの不安があることが判明したため科学的側面からの具体的な手法の開発を行う。(健康安全研究センターとの連携事業)
問い合わせ先	多摩立川保健所 生活環境安全課 環境衛生第一係 電 話 042-524-5171 ファクシミリ 042-524-7813 E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp

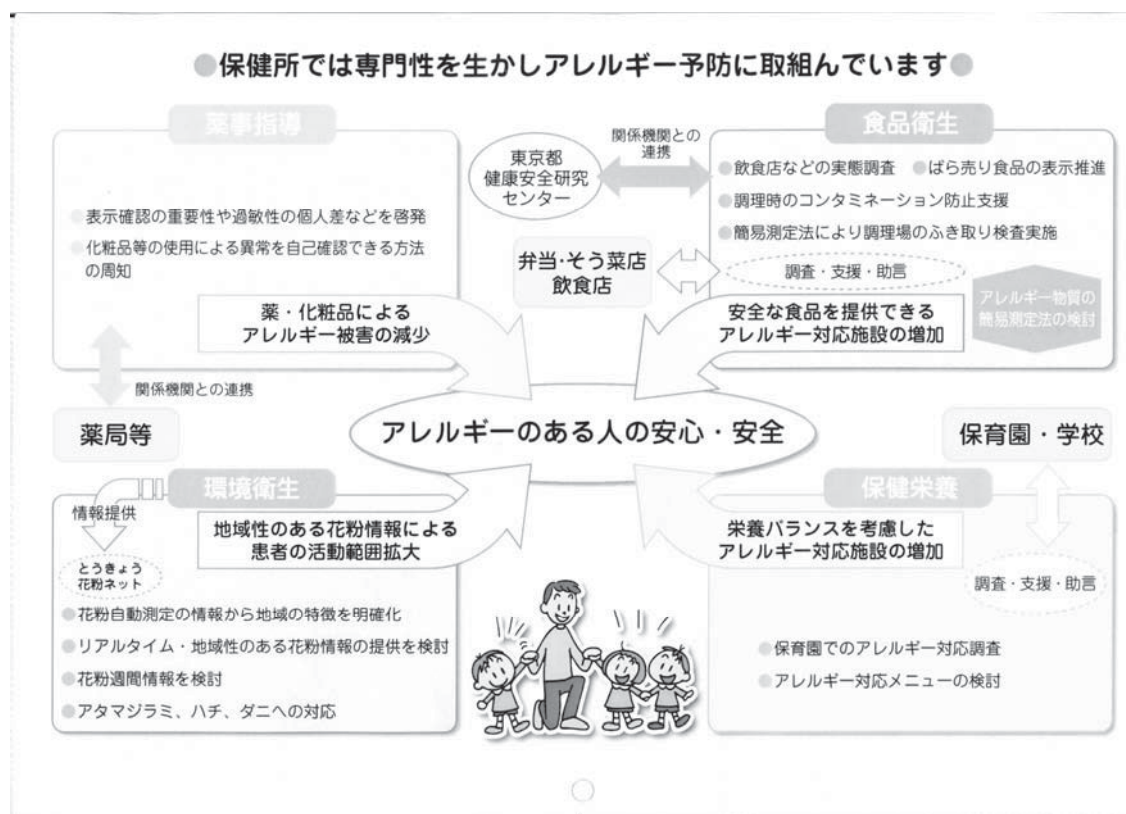
1 事業実施体制

環境衛生第一係が事務局を務め、栄養士、食品衛生監視員、環境衛生監視員、薬事監視員のメンバーで課内 PT を組織し、それぞれの係の専門性を生かし、総合的なアレルギー予防施策が展開できる体制作りを行った。

2 事業内容

事業の到達点を、地域の人々が支え合い、助け合って「アレルギーのある人の安心・安全」を作り上げることとし、横断的な取組で「食品」、「花粉」、「化粧品・薬」の項目について、現状・課題を確認するための実態調査等を行なった。栄養士、環境衛生監視員、薬事監視員は地域のアレルギー性疾患の有病率の実態把握を、食品衛生監視員は飲食店等食品事業者に対するアレルギー物質の表示等に関する聞き取り調査及び飲食店、そう菜店の調理担当者等を対象としたアレルギー物質表示に関する研修を担当した。さらに、担当した分野でアレルギー予防に関する課題や問題点を抽出し、都民に対し重点的に普及啓発すべき内容を検討するとともに、それらを掲載した子ども向けのリーフレットを作成した。

くらしの中のアレルギー対策への取組み概要図



1 実態把握

◆ 保育園の対応状況調査（時期：平成 20 年 6 月）

調査内容：管内の保育園 101 施設に対し食物アレルギーのある園児への対応状況を調査した。

在籍状況

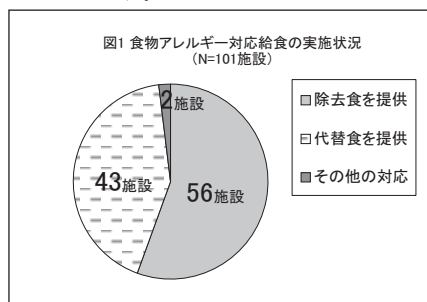
101 園のうち、97 園に食物アレルギーのある園児 463 人が在籍していた。一園あたり平均在籍数は約 4.8 人、食物アレルギーのある園児が 10 人以上在籍している園は 6 園であった。

アレルギー対応給食の実施状況

食物アレルギーのある園児が在籍しているすべての保育園がアレルギーに配慮した給食を実施していた。(図1)

除去食：アレルギーの原因食品を除去した食事

代替食：原因食品の代わりにアレルギーの原因とならない食品を使用した食事



アレルギー対応給食に関する意見等

- ①他園の対応状況（代替食の献立内容等）を知りたい。(79 園)
- ②代替食と普通食の外観ができるだけ同じになるように配慮している。(27 園)
- ③代替食の献立の作成、調理、確認等の作業が増えている。(24 園)
- ④アレルギー対応食等に関する資料が少ない。(23 園)
- ⑤アレルギーについて勉強する機会が少ない。(19 園)

◆ アレルギーのある子どもの保護者へのニーズ調査(中間報告)

調査内容：管内 103 の保育園を通じて、食物アレルギーのある子どもの保護者を対象としたニーズ調査を行った。また、花粉症や薬物アレルギーのある子どもを園で把握している場合は、それらも調査対象に加えた。(回答数 474 園児)

医師の診断

食物アレルギーのある子ども 413 名のうち 388 名 (94%) が医師の診断を受けていたが、花粉症では 153 人中 88 名 (58%) であった。また、薬物アレルギーで医師の診断を受けていたのは 79 名中わずか 7 名 (9%) であった。

食物アレルギー

食品に対するアレルギー物質の表示について、知っていることを調査した。(図2)

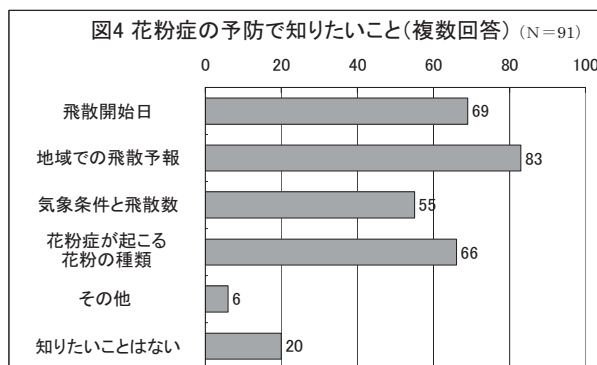
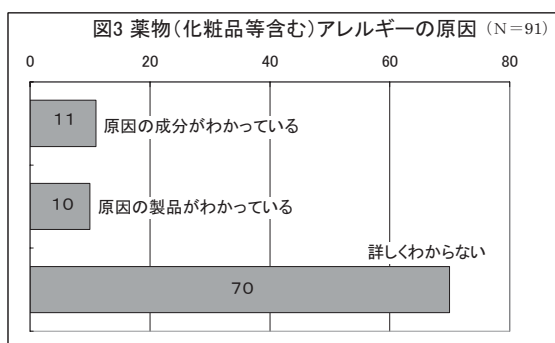
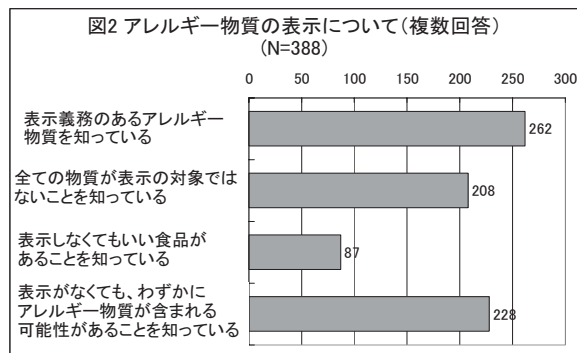
また、表示義務のない「ばら売り食品」に対しては 88% (343 名) が表示の必要性を感じていた。また、必要ない (42 名) 理由は「見た目で見える」「アレルギー症状の程度が原因物質を除去するほどではない」などであった。

薬物アレルギー

薬物アレルギーがある子どもに原因物質を聞いたところ 9 割近くが「わからない」という回答であった。(図3)

花粉症

花粉症に関する情報の入手方法はテレビからが最も多かった (125 名)。また、花粉症の予防で知りたいことは「地域での飛散予報」が多かった。(図4)



◆ 食品事業者に対するアレルギー物質の表示等に関する調査

現在、飲食店等で調製され、消費者に直接提供・販売される食品（ばら売り、フリーチョイス方式等）はアレルギー物質の表示は義務となっていない。そこで、①アレルギー物質表示を行っているフリーチョイス方式の飲食店等で販売している食品の検査、②施設内のふき取り検査によるアレルギー物質の汚染状況の調査、③食物アレルギーの発生防止に向けた取り組み状況の調査を行ない、アレルギー物質による被害の発生防止のための管理ポイントを究明した。

①食品中のアレルギー物質検査結果

飲食店等 11 施設で調製、販売しているそうざいやパンなど 20 品目を検査したところ、3 品目から表示のないアレルギー物質「卵」を検出した。これは、原材料（加工品）に「卵」が使われており、チェックミスで完成品に表示されなかったものであった。

② 調理施設内のアレルギー物質汚染状況

飲食店等 6 施設について、施設内の直接食品が触れない場所 60 ヶ所をふき取り検査したところ、作業台や冷蔵庫取手などからアレルギー物質「卵」が広範に検出した。

③施設における食物アレルギー対策の取組状況調査結果

アレルギー物質の検査を実施した施設等に対し、どのような食物アレルギー対策をおこなっているか聞き取り調査を実施したところ、食材の分別や、作業場所の使い分け、調理従事者の専任をしている施設はなかった。また、食材や製品のアレルギー物質表示の確認を 1 名で行っている施設がほとんどであった。

☆調製施設における健康被害を防止するための管理ポイント☆

◎ 施設内の区分けや調理器具の使い分け、調理従事者の専任などによりアレルギー物質のコンタミネーション防止対策をとること。

◎ 仕入れた原材料（特に加工品）の表示の確認や完成品の表示に間違いがないようチェックする体制を構築すること。

2 普及啓発

《食品関係営業者等に対して》

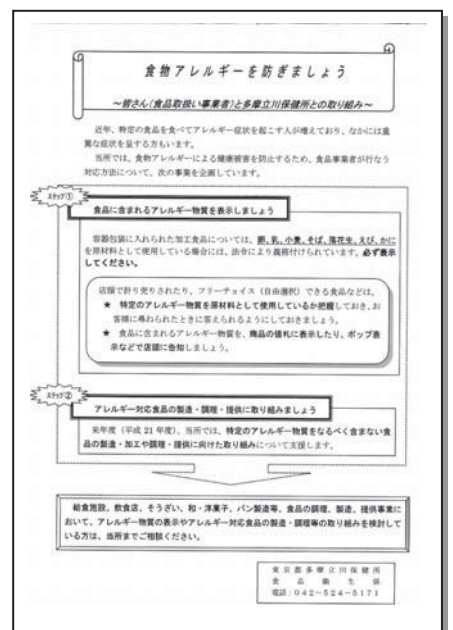
飲食店など食品関係営業者等を対象に平成 20 年 11 月 5 日（314 名）及び 13 日（351 名）の 2 回、リーフレット（右図）を配布し、アレルギー物質表示及び低アレルゲンメニューへの対応を啓発した。

《アレルギー予防カレンダー 平成 21 年度版》

食物アレルギーによる健康被害の発生を防止するためには医療機関に受診するなどしてアレルギーの状態を的確に把握した上で、食品の購入や飲食店を利用する際には営業者等との情報の共有化が重要となる。そこで、消費者を対象とした食物アレルギー防止のための普及啓発資料「アレルギー予防カレンダー（21 年度版）」（別添）を作成し、配布するとともに、保健所ホームページに掲載した。

3 21 年度への取組

一般飲食店や学校給食施設等に対して健康安全研究センター多摩支所と連携しながら、調理工程におけるアレルギー物質の管理方法について検討する。また、保育園などで食物アレルギーのある園児が増加しているため、園での給食運営を適切、円滑にすすめるための基礎資料を蓄積し提供する。アレルギー予防カレンダー（22 年度版）の作成、アレルギー予防講演会などにより一般消費者に対する普及啓発を推進し、アレルギーのある人の、より安全で、安心な環境づくりを目指す。



アレルギー予防カレンダー（抜粋）

アレルギー予防カレンダー

（平成21年度）



地域が支えあい、一緒になって
アレルギー対策に取り組んでいきましょう

- ・このカレンダーには、小さなお子さんがいるご家庭で知っていただきたい、食品・栄養・環境・薬物等原因とするアレルギーに関する基礎知識やその対策などを掲載しました。
- ・カレンダー形式ですので、ある程度季節にあわせた内容となりましたが、必要とするアレルギー予防について調べたいときには、いつでも手にとってご覧ください。
- ・アレルギー予防のきっかけとなるよう、エッセンス的な内容となっています。さらに詳しくお知りになりたい場合にはインターネット等で検索できるように、アドレスを記載しました。
- ・ご家庭でのアレルギー予防に少しでも役立つことを願っています。

掲載内容 平成21年4月から平成22年3月まで

4月 栄養バランスが大事	8月 化粧品	12月 卵、牛乳を使わないケーキ
5月 食物アレルギー	9月 秋の花粉症	1月 蕎麦
6月 食品のアレルギー表示	10月 お店で食品を購入するときの注意	2月 春の花粉症
7月 アタマジラミ ハチ ダニ	11月 外食する際の注意	3月 卵を使わないオムライス

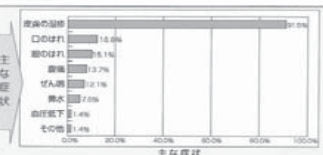
東京都多摩立川保健所

2009年5月

食物アレルギー

1 金
2 土
3 日
4 月
5 火
6 水
7 木
8 金
9 土
10 日
11 月
12 火
13 水
14 木
15 金

食物（多くは、たんぱく質）によって
おこるアレルギー症状で、人によって症
状が異なります
また、食物アレルギーがあっても、加
熱すれば食べられたり、ほんのわずか入
っていても症状がでたりします



食品アレルギーの原因として多い食品

乳児期 1位 卵 2位 乳製品 3位 小麦

幼児期 1位 卵 2位 乳製品 3位 小麦

学童期から 1位 甲殻類 2位 卵 3位 そば

これらの食品で約90%をしめます

その他、魚類、そば、甲殻類、食物繊維などが、新たに加わります

次いで、小麦、食物繊維が多くなっています

東京都アレルギーホームページ http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/kankyo_eisei/allergy/allergy/
厚生労働省リウマチ・アレルギー情報 <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/kenkou/ryumachi/>

16 土
17 日
18 月
19 火
20 水
21 木
22 金
23 土
24 日
25 月
26 火
27 水
28 木
29 金
30 土
31 日

2009年7月

アタマジラミ ハチ ダニ

発生時期

アタマジラミ 通年
ハチ 初夏から秋（アシナガバチ、スズメバチは新のはしめに攻撃性が強まります）
ダニ 通年（特に梅雨から夏に多いです）

1 水
2 木
3 金
4 土
5 日
6 月
7 火
8 水
9 木
10 金
11 土
12 日
13 月
14 火
15 水

アタマジラミ



頭部に寄生すると吸血し、その部分が痒くなります
★まずはシャンプーで10日間洗髪を続けましょう
★目の脂がいぼきで髪をとかす
★寝具、帽子、タオル、ブラシなどの共用は避けましょう
清潔にしても寄生することがあります。普段から子供の頭をチェックしてあげましょう



強いアレルギー症状を起こしやすいハチには、アシナガバチやスズメバチなどがいます
★巣に近づかないことが重要です
★人によっては強いアレルギー症状を示すこともありまひどく腫れたり、じんましん、むくみなどが起こった場合はすぐに医療機関を受診しましょう



家の中にいるダニには、人を刺すものやアレルギーの原因となるものがあります
★掃除機などでこまめに部屋を掃除しましょう
★畳やじゅうたん、布団を干すことも効果的です
★発生した場所の湿気を取り除きましょう

アタマジラミやハチに関する情報 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/eisei/yomimono/nezukon/atamajirami/index.html>
ダニに関する情報 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/kankyo_eisei/juukyo/indoor/td_faq_id_007/

16 木
17 金
18 土
19 日
20 月
21 火
22 水
23 木
24 金
25 土
26 日
27 月
28 火
29 水
30 木
31 金

2009年8月

化粧品

～化粧品によるトラブルを避けるために～

1 土
2 日
3 月
4 火
5 水
6 木
7 金
8 土
9 日
10 月
11 火
12 水
13 木
14 金
15 土

私たちが普段「化粧品」と言っているものには、「化粧品」と「医薬部外品」があります。それぞれの特徴をよく知って、使うことが大切です

化粧品

- ・化粧品とは書いてありません
- ・使用されている全ての成分を表示しています

【主な製品】

ファンデーション、化粧水、石けん、シャンプー、はみぎき、クリームなど

医薬部外品

- ・「医薬部外品」と必ず書いてあります
- ・アレルギーなど皮膚障害を起こす可能性のある成分を表示しています

【主な製品】

薬用化粧水、薬用石けん、薬用シャンプー、薬用はみぎき、薬用クリームなど

使用しはじめてから異常があらわれることがあります。成分の表示はすぐに捨てずに取っておきましょう

パッチテストの実施

OK?

初めての製品を使う前は、二の腕の内側に少し塗って、皮膚の「はれ」や「かゆみ」が出ないことを確かめましょ



適切な保存

直射日光や高温は製品の品質を劣化させるため、保管上の注意事項を守りましょ



化粧品に関する情報 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/cosme/index.html>

16 日
17 月
18 火
19 水
20 木
21 金
22 土
23 日
24 月
25 火
26 水
27 木
28 金
29 土
30 日
31 月

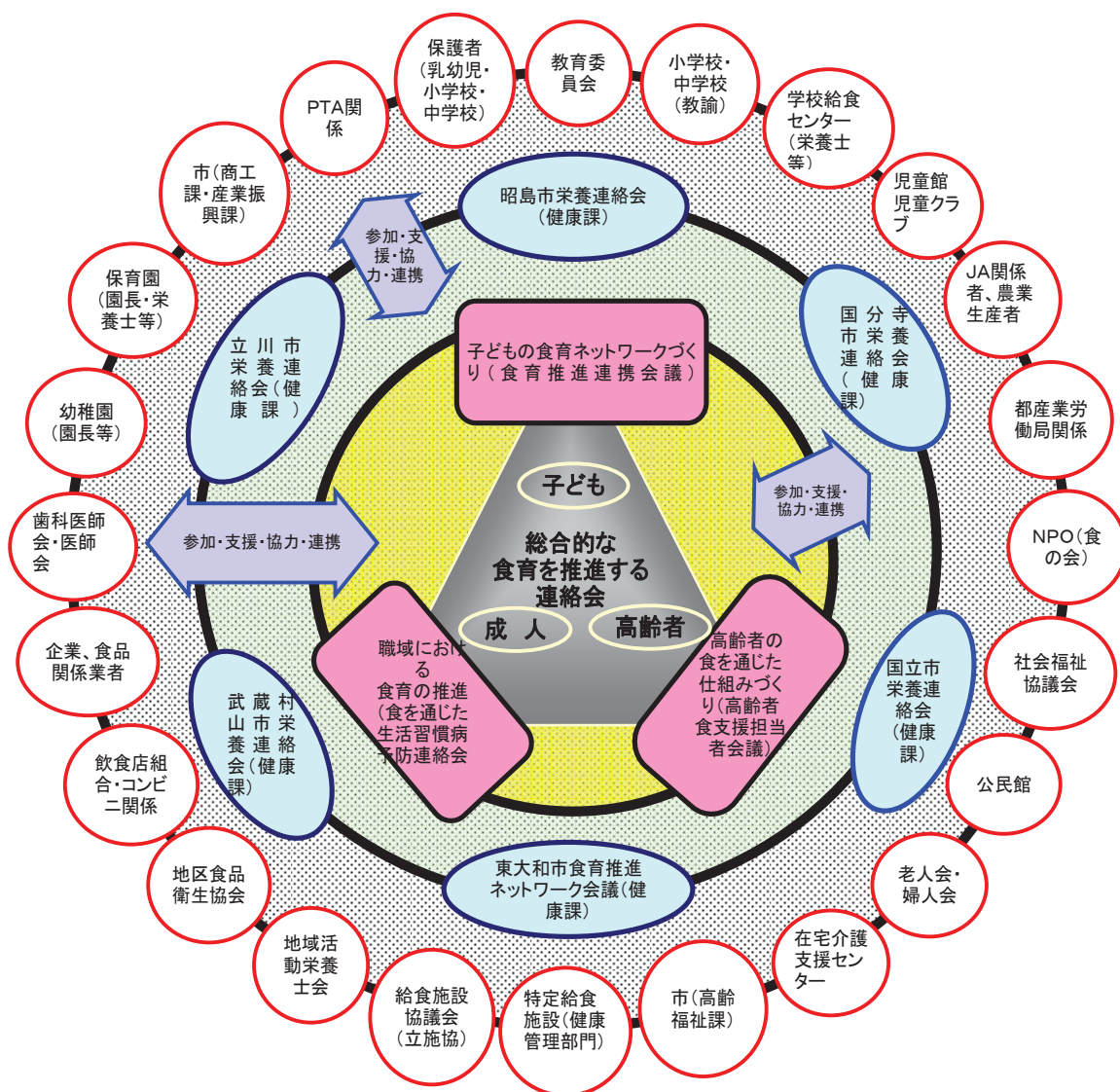
地域における総合的な食育(食を通じた健康づくり)の推進			
北多摩西部保健医療圏			
実施年度	開始	平成20年度、	終了(予定) 平成21年度
背景	(1) 都は東京都健康推進プラン新後期5か年戦略等において生活習慣病予防対策に関する方針を示している。しかし、地域・職域との連携による健康づくりの推進のなかで、栄養・食生活のアプローチはいまだ不十分である。 (2) 医療保険者による特定健診・保健指導の義務化にあたって、健保組合からマンパワー(栄養士)の不足、行政、他の保険者との連携が不十分(都健康推進課調査)等の課題をあげられている。 (3) 生涯を通じた食育の推進を目標に、平成14～19年度にかけて高齢者、子どもを対象とした食に関するネットワークの整備事業を実施してきた。今回、新たに成人を対象とした取り組みを行い、これまでの事業と併せて全年齢域にわたった総合的な食育の推進を図り、生涯を通じ一貫した生活習慣病予防の対策を進める。		
目標	<全体目標> 地域における総合的な食育(食を通じた健康づくり)の推進を図り、生涯を通じた生活習慣病の予防対策を図る。 <20年度目標>食を通じた生活習慣病予防を目的に職域におけるネットワークづくりを進める。高齢者及び子どもを対象とした食育のネットワークの整備事業に20年度からの職域での事業をあわせ総合的な食育推進の体制整備を図る。 <21年度目標> 保健所は、これまでの連絡会等の開催により構築された食育のネットワークを活用し、関係機関・団体間の連携による食育事業を推進する。		
事業内容	<平成20年度>(食育のネットワークの形成・充実、基盤整備) (1)子ども・高齢者及び成人(職域)を対象とした連絡会議の開催 (2)総合的な食育推進連絡会議の開催 (3)関連事業 ①実態調査(職域対象) ②食育研修会 ③食育情報冊子の作成(高齢者及び子どもの食育情報を掲載) ④各市栄養連絡会支援 <平成21年度> 1 食育推進連携会議の開催 2 食育事例検討会の開催 3 生活習慣病予防教室の開催 4 食育情報冊子の普及・啓発		
評価	1 「総合的な食育を推進する連絡会」を開催し、地域全体で食育を推進していくためには関係団体等の連携による「つながりのネットワーク」の構築が不可欠であることを確認した。今後はこの連絡会を通じて、関係機関等と連携のネットワークの一層の拡大・強化を図るとともに、新たに具体的な連携事業を創出していく。 2 勤労者を対象とした食の視点からの生活習慣病予防教室の開催を計画したが、協力企業が得られず実施できなかった。そのため「職域における生活習慣病予防連絡会」を設置した。21年度はこの連絡会を通じて勤労者の食生活調査を行い、課題を抽出し、対応策を検討する。 3 「高齢者の食支援担当者会議」及び「子どもの食育推進連携会議」において各委員からの意見に基づき、関係機関の連携を推進するための情報冊子を作成した。今後は、冊子の活用情報を収集し、保健所のホームページ上で冊子の内容を更新していく。 4 2回の食育研修会の実施により、食育関係者の意識の向上が図られた。21年度は、関係機関間の食育連携事業の成功例を報告する「事例検討会」を開催し、一層の連携強化を図る。		
問い合わせ先	多摩立川保健所 生活環境安全課 保健栄養係 電話 042-524-5171 ファクシミリ 042-524-7813 E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp		

1 事業の経過

対象別の事業内容は以下の通り

区分	高齢者		子ども	成人（勤労者）	全年齢域
開始年度	平成14～16年度	平成17年度～	平成18年度～	平成20年度～	平成20年度～
連携会議	事業検討会	高齢者の食支援担当者会議（部会）	子どもの食育推進連携会議（部会）	職域における食を通じた生活習慣病予防連絡会（部会）	総合的な食育を推進する連絡会
主な事業	① 地域の実態把握 ② 関係者の連絡会（認識の共有化） ③ 支援マニュアルの作成	① 普及啓発媒体の作成 ② 関連機関への情報提供・支援 ③ 食育情報冊子	① 食育研修会 ② 親子食育教室 ③ HP、指導媒体作成 ④ 食育情報冊子	① 事業所の特定検診等に関する実態調査	総合的な食育の推進

20年度に総合的な食育を推進する連絡会議を設置し、3つの対象別連絡会議を総合的食育会議の部会と位置づけ、下図のような「食に関する地域の関係機関ネットワーク」が完成した。



食に関する地域のネットワーク

2 事業の内容

(1) 平成 20 年度開催の会議内容

会議名	開催日	参加者	主な協議内容
総合的な食育を推進する連絡会	20.12.10	18名	委員の食育に関する認識の共有化 この連絡会を通じて、関係機関・団体の支援・協力体制を強化し、関係機関間の連携による食育事業の創出を確認
子どもの食育推進連携会議	1回目 20.6.30	21名	「食育情報冊子」の作成について確認
	2回目 21.2.18	18名	「食育情報冊子」の事務局案の提示 委員の意見の集約 今後の活用の確認
高齢者の食支援担当者会議	1回目 20.6.17	14名	「食育情報冊子」の作成について確認
	2回目 21.1.27	10名	「食育情報冊子」の事務局案の提示 委員の意見の集約 今後の活用の確認
職域における生活習慣病予防連絡会	21.2.24	13名	企業での特定検診の受診状況等の報告 特定保健指導の検討

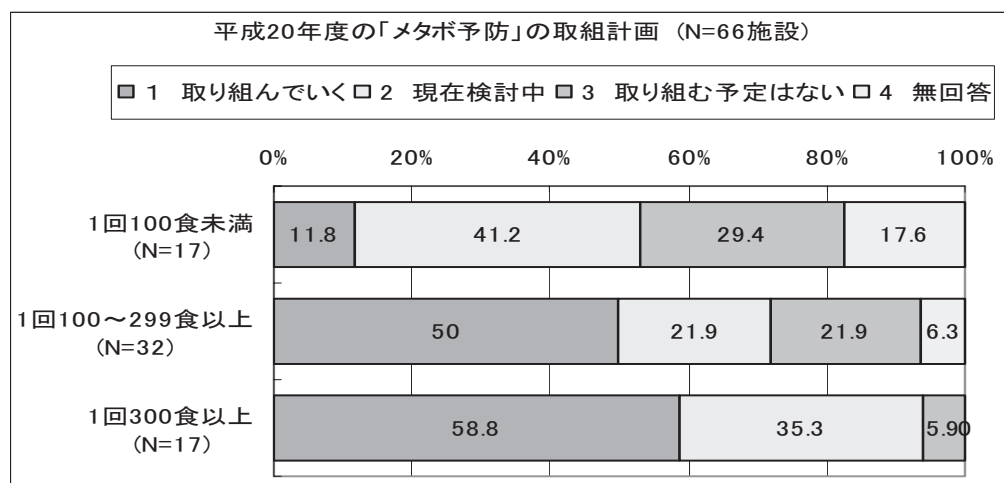
(2) 事業所の特定検診等に関する実態調査

食生活の視点からの生活習慣病予防対策の基礎資料とするため、事業所を対象として、特定検診・保健指導への取組状況の実態調査を行った。

特定健診の内容について尋ねたところ、「十分知っている」または「おおよそ知っている」と回答した事業所は、全体の約7割であった。また、特定保健指導の内容では「十分知っている」「おおよそ知っている」が約6割で、特定健診と比較して特定保健指導は認知されていない実態が明らかとなった。

<メタボリックシンドロームの予防に関する給食施設の取組>

- ①給食施設の「メタボリックシンドロームの予防」対策への取組予定を尋ねたところ、1回100食以上を提供している施設では約5割が「取り組んでいく」と回答したが、1回100食未満の施設は1割強であり、また、3割弱は「取り組む予定はない」と回答した（下図）。
- ②メタボリックシンドロームの予防対策に取り組む予定がある施設に対して、具体的な取組内容を探ねたところ、「特別メニューを設置する」、「栄養成分表示や食事バランスガイドの表示」、「啓発資料を配布・掲示」などが多く、食生活相談や講演会など積極的な取組を予定している施設は少なかった。



(3)食育研修会の開催

給食施設及び一般市民を対象に食育研修会を開催し、食育関係機関や一般市民の食育に関する意識の向上を図った。

	日時	会場	参加者	講師	テーマ
第1回	21. 1. 30 午後2～4	国分寺 Lホール	児童福祉施設 47名	早稲田大学 教授 柴田 重信 氏	体内時計と栄養の観点から見た食育 ～親が変われば子供が変われる生活リズム～
第2回	21. 2. 4 午後2:45～ 4:25	立川市 アイム	一般市民等 67名	落語家 三遊亭栄楽 氏	見直そう古き好き食生活 ～落語に見る食文化～

(4)「食育情報冊子」(21年度版)の作成

① 高齢者の食支援情報を掲載した冊子「楽しく食べて元気に長生き」の作成

地域で高齢者の食を支援する機関や団体等の連携の推進と地域の高齢者への情報提供のために、「高齢者の食支援情報冊子」を作成した。

内容は、高齢者の食を支援する人材の情報、高齢者が食を楽しむ場所の情報、高齢者に適した食品の情報など

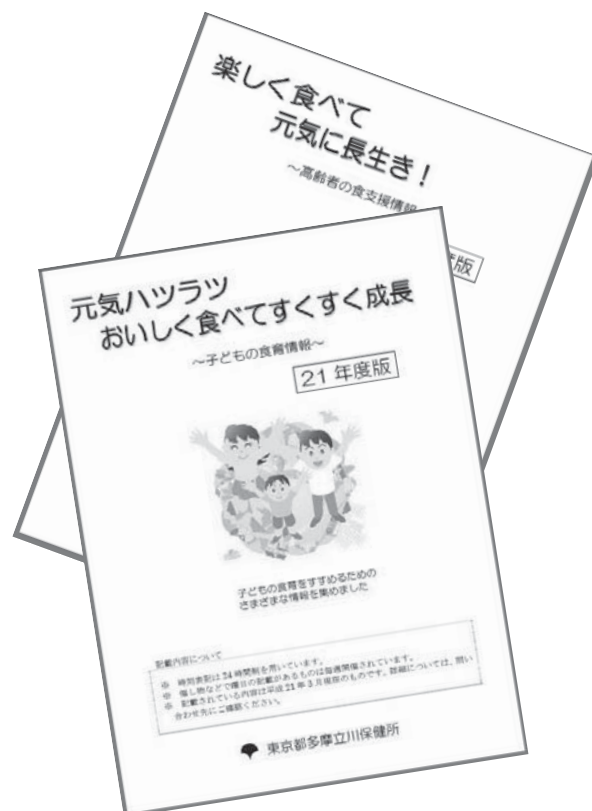
② 子どもの食育情報を掲載した冊子「元気ハツラツおいしく食べてすくすく成長」の作成

子どもの食育に関わる施設における食育事業の推進のために、「子どもの食育情報冊子」を作成した。

内容は、子どもの食育を支援する人材の情報、子どもや保護者が一緒に調理する場所、食材を入手する場所の情報など

この二種類の情報冊子は、ともに21年度版として作成した。

今後、関係機関等から追加情報などを収集し、保健所のホームページ上で掲載内容を更新する。



3 今後の取組

○子どもの食育推進事業

- ・平成19年度に作成した「親子食育教室のてびき」の活用に関するアンケート調査を実施する。結果を基に変更・修正等し、保健所のホームページに掲載されている「てびき」を更新する。
- ・先駆的・モデル的な子どもの食育連携事業を報告する「食育事例検討会」を開催し、地域における関係機関の連携を一層推進する。

○高齢者の食支援事業

- ・地域の事業者に対して普及啓発を行うことにより「高齢者に配慮した飲食店」の増加など、在宅高齢者の外食環境を整備する。

○職域における生活習慣病予防事業

- ・「職域における生活習慣病予防連絡会」の委員が所属する企業の勤労者に対して、食生活に関するアンケートを実施する。その結果から抽出された課題に対して対応策を検討する。
- ・生活習慣病予防教室の開催や飲食店、給食施設等のヘルシーニュー等の普及啓発

○総合的な食育を推進する連絡会

- ・食育の3部会の検討事項・事業の結果等を踏まえ、地域における総合的な食育推進の方策を決定する。各関係機関等と調整し、今後の連携事業の展開を図る。

高齢者施設における感染症予防自主管理体制の推進と施設間ネットワークの構築 ～施設の声を活かした感染症予防マニュアル作成支援事業～

北多摩西部保健医療圏 多摩立川保健所

実施年度	開始 平成20年度、 終了（予定） 平成21年度
背景	当保健所では、平成15年度より保育園における感染症予防のためのキーパーソン育成講習会を開始し、その後各市代表の世話人会形式での保育園ネットワーク連絡会を継続している。 一方、高齢者施設においても感染性胃腸炎や疥癬等感染症の集団発生が見られる。保健所は平常時・発生時に施設の個別支援を行っているが十分な対策が定着しづらい。そのため、世話人を中心としたネットワーク構築の手法を高齢者施設に対しても実施することで、各施設での感染拡大防止対策の徹底に加え、ネットワーク構築による施設共通課題の解決に向けた検討が可能となり、より自主管理を推進することが期待できると考えた。
目標	1 到達目標（2か年計画） 情報共有の場となるネットワーク連絡会を通して、施設の自主管理促進と施設間のネットワークの構築を図り施設の感染症予防対策を推進する。 2 平成20年度の目標 ①通所施設とグループホームの感染症対策やネットワークの実態を把握する。 ②13年度に当所が作成した「疥癬対応マニュアル」を現場に有用なマニュアルとして提供できるように改定・周知する。
事業内容	1 平成20年度 (1) 通所施設とグループホームを主として実態やネットワークに関するアンケート調査（情報提供含む）を実施することで課題を明らかにし、必要に応じて訪問調査を実施した。 (2) 専門家と施設職員による「疥癬対応マニュアル」検討会を立ち上げ改定作業を行い、施設職員対象に疥癬講習会を開催した。 2 平成21年度 (1) 改訂検討委員を主軸とした世話人会を設置し、調査結果を踏まえて共通課題の解決をめざす。 (2) 世話人会が中心となって、感染予防マニュアルの有効活用等をテーマとしたネットワーク連絡会を開催する。
評価	1 管内高齢者施設に対して、感染予防対策の実態やネットワークに関するアンケート調査を実施し、各施設の共通課題を明らかにすることができた。他施設との情報交換やネットワーク連絡会への期待も寄せられた。 2 疥癬対応マニュアル改訂については、検討会で積極的な意見交換がなされ、これによりマニュアル改訂版が完成した。このマニュアル検討委員には市代表の参加（1市）もあり施設間ネットワークの必要性を共有することができた。また、高齢者施設全体に参加を呼びかけた疥癬講習会では、この疥癬マニュアルの内容とアンケート結果を高齢者施設関係者と共有することができた。 3 アンケートによる実態把握を活用して21年度目標を修正することができた。以上により20年度は十分な成果をあげたと考える。
問い合わせ先	多摩立川保健所 保健対策課 感染症対策係 電話 042-524-5171 ファクシミリ 042-524-7813 E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp

<高齢者施設に対する感染症予防対策アンケート調査の結果について>

資料

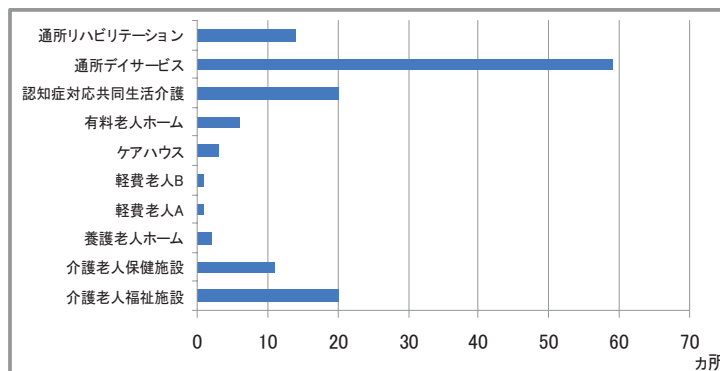
1 アンケート回収状況

アンケート回収率

(施設全体): 81.5% (137/168)

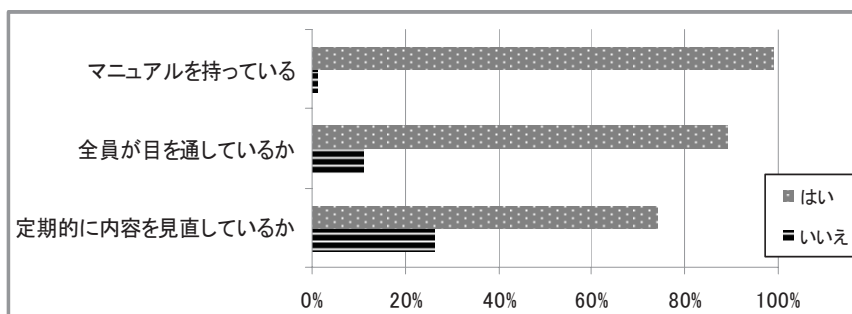
(通所施設): 72.3% (73/101)

(入所施設): 95.5% (64/67)



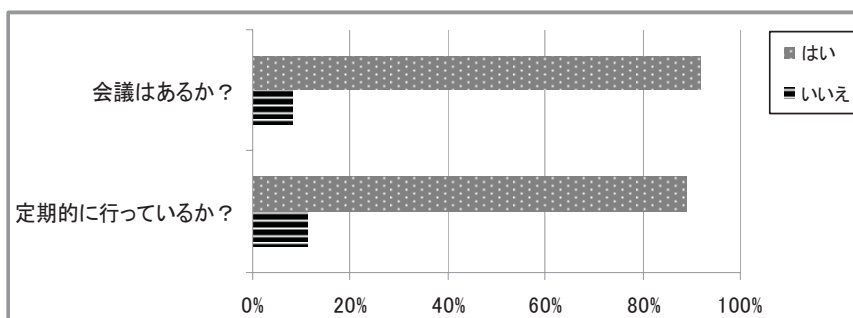
2 感染症予防対策マニュアルについて

- ◇ 全体の98.5%の施設がマニュアルを持っていた。そのうち、88.1%の施設で職員全員が目を通していた。
- ◇ マニュアルの内容で多かったのは、1)手洗い、2)おう吐物の処理、3)感染症発生時の対応方法であった。
- ◇ 定期的な内容の見直しを行っている施設は72%にとどまった。



3 感染症対策会議について

- ◇ 全体の92%の施設が会議を設置していた。そのうち、88.9%の施設で定期的に会議を開催していた。
- ◇ 会議の参加者で多いのは、1)介護職、2)看護職、3)施設長(管理者)であった。
- ◇ 入所施設と通所施設で、傾向の違いは見られなかった。



4 講習会について

資料

- ◇ 全体の83.2%の施設が講習会を開催していた。
- ◇ 講習会の開催頻度は、入所施設は年2回(40.0%)が最も多く、通所施設では年1回(37.3%)が最も多かった。
- ◇ 講師は、看護職(職員)が71.1%と最も多く、次いで介護職(職員)が31.6%であった。また、自由記載の中には、栄養士が講師を行うケースが多く見受けられた。
- ◇ 講習会の内容では、入所施設では「病気について」が最も多く、次いで「標準予防策」であったが、通所施設では「手洗い」が最も多く、次いで「病気について」であった。

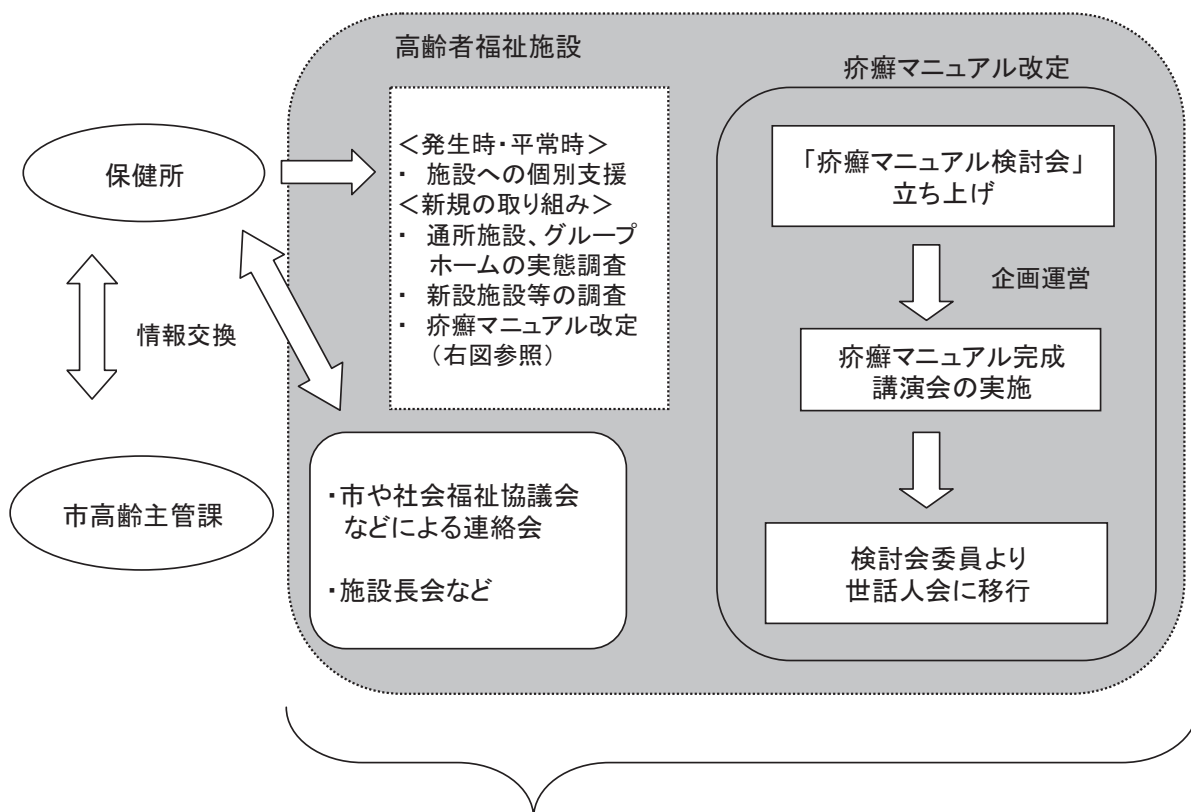
5 過去2年間の感染症発生状況

- ◇ 全体の27.7%の施設(入所25ヶ所、通所13ヶ所)で「感染性胃腸炎」の発生の経験があった。
- ◇ そのうち、有効回答をいただいた37ヶ所についてどのような対応を行ったかを確認した。すべての施設で行われているのは、「手洗い・うがいの徹底」であった。逆に、実施がおおよそ67%程度と対応に差が見られたのは、「診断した医師への連絡」「嘱託医への連絡」「市町村主管課への連絡」であった。
- ◇ 次いで過去2年間に発生の多かった感染症は、「インフルエンザ」17.5%(入所13ヶ所、通所11ヶ所)、「疥癬」10.9%(入所6ヶ所、通所9ヶ所)であった。

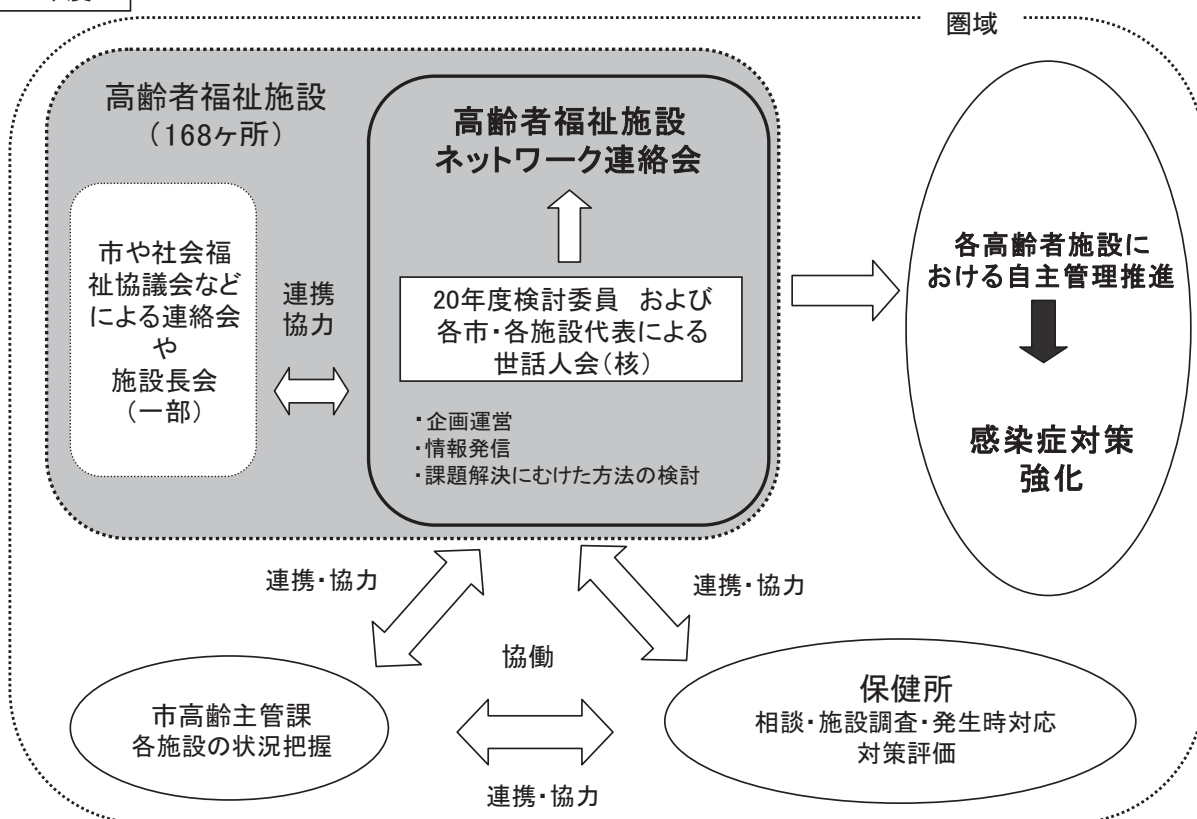
5 感染症予防対策を進めるにあたって

- ◇ マニュアル作成の問題点としては、「具体的にどのように進めてよいかわからない」が最も多かった。自由記載意見では、「マニュアルの周知徹底が難しい」「マニュアル作成の時間がない」等の意見が寄せられた。
- ◇ 感染症対策会議の設置・運営の問題点として最も多かったのは、「具体的にどのように進めてよいかわからない」であった。自由記載意見では、「開催する時間がない」「会議の内容を職員に周知することが難しい」等の意見が寄せられた。
- ◇ 講習会開催の問題点もやはり「具体的にどのように進めてよいかわからない」が最も多かった。自由記載意見では、「開催する時間がない」「参加促進のための開催時間・周知方法等の工夫が必要」等の意見が寄せられた。
- ◇ 感染症対策を進めるにあたり必要なこととして、1)職場勉強会の充実(84.7%)、2)感染症対策に関する講習会参加(67.9%)、他施設との情報交換(38.7%)が挙げられた。
- ◇ 連絡会を開催するにあたり連絡会への要望は、入所施設では「認知症のある利用者への対応」が最も多く、通所施設では「感染症にかかっている利用者の受け入れについて」が多かった。どちらも感染症に対する具体的な対応方法に関する要望であった。また、入所施設、通所施設からの共通した要望として、次に多かったのは「職員への感染症に対する教育方法」であった。
- ◇ また、保健所への意見・要望として多く挙げられたのは、感染症の流行時期を考慮したタイムリーな情報提供および講習会の実施であった。

20年度



21年度



思春期精神保健相談ネットワークの構築	
北多摩西部保健医療圏 多摩立川保健所	
実施年度	開始 平成20年度、 終了（予定） 平成21年度
背景	当保健所では、思春期精神保健の個別相談のほか、親を対象とした家族教室や講演会の開催等の事業を展開している。このような事業を通じて保健所に持ち込まれる相談は、ひきこもり、暴力、自傷行為など様々な問題行動を抱え、長期化するケースが多い。できる限り早期に対応を開始し、問題の長期化を予防するためには、地域の関係者が援助技術の向上を図り、効果的な相談ネットワークを構築することが必要である。
目標	1 ひきこもり、家庭内暴力、精神疾患等の思春期のこころの問題に関する地域課題を明らかにする。 2 思春期精神相談に関わる地域関係者の相互理解を深める。 3 思春期精神相談に関わる地域関係者の相談・援助技術の向上を図る。
事業内容	（平成20年度） 1 関係機関会議（思春期精神保健専門部会）の設置 管内6市の学校関係者をはじめ思春期精神保健に関わる関係者による専門部会を設置し、年2回会議を開催して子どものこころの問題の現状と課題について共有するとともに事例検討会での地域課題の確認と相談等における連携のあり方について検討を行った。 2 関係者向け講演会の開催 「発達障害を持つ子どもへの対応」をテーマとした講演会を開催し、学校関係者を中心に約60名の参加を得て、思春期のこころの問題の現状と対応への理解を深めた。 3 事例検討会の開催 6市の養護教諭等との事例検討会を開催し、問題の見立てや相談機関へのつながり等、スーパーバイザーの助言を得て、思春期問題に関する課題を抽出した。 （平成21年度） 1 関係機関会議及び事例検討会を通して明らかとなった地域課題を整理し地域ネットワークを構築する。 2 関係機関の相談実態を明らかにし、地域関係者の連携強化を図る。
評価	1 地域関係者との思春期課題の明確化と共有 関係機関会議や事例検討会を通して思春期の子どもたちを取り巻く地域ネットワークの現状を把握するとともに思春期課題を抽出し明確化できた。学校における発達障害等、多くの問題を抱える子どもたちの増加、問題行動への対応への困難さ、精神疾患等医療の見立て、関係機関の役割分担と連携の3点について課題が明らかになり、関係者で共有することができた。また、関係機関が効率的にネットワークを組むことで切れ目なく重層的な関わりができた結果、問題行動が安定した事例を通して、関係機関のネットワークが効果的に機能することの重要性を再認識できた。 2 ネットワーク機能強化に向けてのプロジェクトチームの発足 今後さらに関係機関のネットワーク機能を十分発揮していくためには、相談者が活用できるガイドブックを作成し、相談者の相談技術の向上が必要である。思春期の現状に即したガイドブックを作成するためには、実務担当者によるプロジェクトチームが必要であり、次年度のプロジェクトチーム発足へと結びつけた。
問い合わせ先	多摩立川保健所 保健対策課 地域保健係 電話 042-524-5171 ファクシミリ 042-524-7813 E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp

①生徒の特徴

- ・ 情緒面での困難さから、落ち着いて授業に参加できない生徒がいる
- ・ コミュニケーション面で課題があり、集団で行動がとれにくい生徒がいる
- ・ 心理的要因により不登校気味な生徒がいる
- ・ 発達障害（または発達障害と思われる）の子どもへの対応
- ・ 非行傾向のある生徒への対応

②学校、相談機関

- ・ 本人、親に会えないため状況把握ができない、親への対応に苦慮
- ・ 学校復帰への手応えが難しい
- ・ 就学相談の具体的な保護者への指導
- ・ 適応指導教室や相談室へ通えていない子どもへの訪問が行えていない
- ・ 発達障害への支援体制が整備されていない
- ・ スクールカウンセラー同士の連絡がとれていない
- ・ 学校以外で毎日通える場がない
- ・ 専門の医療機関がない
- ・ 地域の相談機関の情報がない
- ・ 成長後に非行傾向に陥る子どもへの取り組みが必要
- ・ 進路に困っている

③相談

- ・ 多様化
- ・ 親の養育能力の問題で虐待通告がある
- ・ 関係者会議の対応と相談活動の調整が必要

④要望

- ・ 在籍校との情報交換の定期化
- ・ 特別支援教育が開始され、学校とスクールカウンセラー、教育相談室との一層の連携
- ・ 特別支援教育に対する指導員の理解を深める
- ・ 授業を担当することがない教育相談担当教員にいてほしい。
スクールカウンセラーと担任とのコーディネートや外部の専門機関との連携が計りやすくなる。
- ・ ひきこもりや親の養育問題で、相談や医療になかなかつながらない時の関係機関との連携
- ・ 発達障害（成人）の診断ができる医療機関を知りたい
- ・ 就労に向けてのトレーニングの場
- ・ 関係機関との連携（医療・保健・福祉・教育）

① 実態

- ・ 小学校からの引継ぎがなく、生育歴や経過の把握ができていない
- ・ リストカットを人の目の前でやる生徒が増えている
- ・ 発達障害（または発達障害と思われる）の子どもへの対応が増えている
- ・ 児童養護施設からの通学生は多くの課題を抱えている場合がある
- ・ 特別支援教育の対象と思われる事例が普通学級に在籍している
- ・ 不登校の通級学級があるが発達障害の生徒が利用するような仕組みではない

② 課題

学校での場面

- ・ 学校で生育歴等を確認するのが困難
- ・ 集団場面での問題行動への対応に苦慮している
- ・ 本人と接触する担任とその他の関係教員との情報共有が必要
- ・ 発達障害の症状と従来の問題行動との違いがわからない

医療の見立て

- ・ 本人が理由とすることと実際の見立てが違うことがある
- ・ 子どもの特性を活かすための診断、医療へのつながりが大切

関係機関との連携

- ・ 他の機関のことがわからないため紹介がしにくい
- ・ 発達障害への支援体制が整備されていない
- ・ 情報提供の共有の方法

個別事例の方針

③ -A 事例の援助方針

- ・ 生育歴、DV の存在が確認
- ・ リスク管理、学校内の危険な場所の確認
- ・ 生徒が安心できる場所の確保
- ・ 本人の暴力からの他の生徒を安全確保
- ・ 知的レベルにあった学習指導
- ・ 行為の背景に対しての理解と対応が必要
- ・ 子ども自身が感情のコントロールをするために大人の良いモデルが大切
- ・ 子どもの自己評価を高める良い体験へのつながり
- ・ 親への支援
- ・ 場合によっては精神疾患の見立てが必要

キーワード

発達障害、医療、連携(よこのネットワーク・たてのネットワーク)

【明らかになったこと⇒思春期精神保健専門部会への取り組み】

学校での対応の組織化：

医療機関へのつながり：保健所専門医相談の活用
精神疾患等の理解（研修）

連携：よこのネットワークづくり

関係機関の役割を理解し資源活用（ガイドブックづくり）
連携を推進するために関係者向けの研修（事例検討会、事例集）

部会での取り組み

③ -B 今後の方向性

教育

- ・ 本人のめざす目標から、いまなにができるか小さな目標づくり
- ・ 問題事例については特別支援コーディネーターがインシティブ をとり構内でチームをつくり対応
- ・ 教員向けの研修が必要

医療

- ・ 精神疾患の見立てをするための連携

関係機関

- ・ 関係機関の役割分担の理解が必要

ライフステージの切れ目ないネットワークづくり：母子保健・学校保健との連携

思春期の子どもたちを取り巻く 地域ネットワークの現状

